

宅地建物取引業に係る申請等における 「ちば電子申請サービス」利用の手引き

令和7年2月1日版

千葉県 県土整備部 建設・不動産課

目次

I	電子納付の概要	p3
II	「ちば電子申請サービス」での操作方法	p5
III	電子納付に係る注意事項	p16
IV	問い合わせ先	p18

I 電子納付の概要

下記の申請については、**令和7年2月1日**から「ちば電子申請サービス」を利用して、手数料をお支払い（電子納付）いただけます。

(1) 宅地建物取引業の免許申請（新規・更新）

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39906



(2) 宅地建物取引士資格の登録申請

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39913



(3) 宅地建物取引士資格の登録移転

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39914



I 電子納付の概要（手続きの全体像）

申請者

県

宅地建物取引業免許等の申請書類を提出
（電子申請又は紙申請（一部郵送可））

收受

ちば電子申請サービスにアクセスし、必要
事項を入力し電子納付の申請

ちば電子申請サービスから電子納付

受理メール
（電子納付についての案内）

収納の確認、審査開始

II 「ちば電子申請サービス」での操作方法（操作の流れ）

- 1 手続きの選択
- 2 手続き内容の確認
- 3 メールアドレスの入力
- 4 返信メールのURLへアクセス
- 5 必須事項の入力
- 6 申込完了及びメール受信
- 7 申込を照会し指定の納付方法で支払い

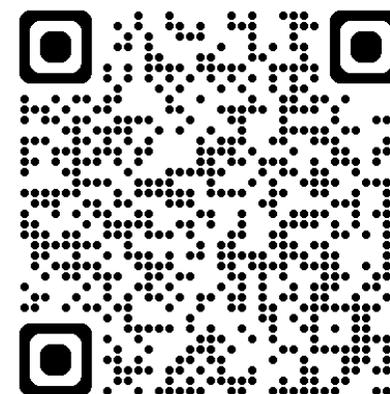
II 「ちば電子申請サービス」での操作方法（操作方法1/10）

《手続一覧画面》から、申込を行う[手続き名]をクリックしてください。
本サービスへのログインを確認するために《利用者ログイン画面》が表示されます。
※「宅地建物取引業免許の申請」をする場合について説明していきます。

- ① 「宅地建物取引業免許」と入力
- ② 「絞り込みで検索する」をクリック

URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay



II 「ちば電子申請サービス」での操作方法 (操作方法2 / 10)

分ğ類別で探す > 五十音で探す >

手続き一覧

2025年01月08日 11時50分 現在

並び替え 受付開始日時 降順 ▼ 表示数変更 20件ずつ表示 ▼

1

③ 宅地建物取引業の免許（新規・更新）申請_知事免許【宅建】（～R7.3.31申請分）

電子決済必要

受付開始日時 2025年01月01日00時00分
受付終了日時 随時

③希望する手続きをクリック

II 「ちば電子申請サービス」での操作方法（操作方法3/10）

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	宅地建物取引業の免許（新規・更新）申請_知事免許【宅建】（～R7.3.31申請分）
受付時期	2025年1月1日0時00分～

④

[利用者登録せずに申し込む方はこちら >](#)

⑤

[利用者登録される方はこちら](#)

⑥

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、
または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。
忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

④利用者登録せずに申し込む場合は、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック。

⑤ちば電子申請サービスの利用者登録される方は、「利用者登録される方はこちら」をクリック。

⑥既に利用者登録がお済みの方は、「利用者ID」、「パスワード」を入力してログイン。

※次頁からは「利用者登録せずに申し込む」場合について説明していきます

II 「ちば電子申請サービス」での操作方法 (操作方法4 / 10)

この手続きは連絡が取れるメールアドレスの入力が必要です。
下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	宅地建物取引業の免許（新規・更新）申請_知事免許【宅建】（～R7.3.31申請分）
説明	
受付時期	2025年1月1日0時00分～
問い合わせ先	県土整備部 建設・不動産課
電話番号	043-223-3238
FAX番号	043-225-4012
メールアドレス	kenhu4@mz.pref.chiba.lg.jp

<利用規約>

ちば電子申請サービス利用規約

利用規約

「ちば電子申請サービス」（以下「本サービス」といいます。）を利用するためには、次の利用規約に同意していただく必要があります。同意することができない場合は、本サービスをご利用いただけません。
なお、本サービスを利用された方は、利用規約に同意したものとみなされます。

1 目的

この利用規約は、本サービスを利用して千葉県、千葉県内の市町及び指定管理者に対する電子申請を行うために必要な事項を定めるものです。

2 用語の定義

(1) 電子申請

本サービスを利用して、申請・届出などの行政手続等を行うこと。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る 7 同意する >

⑦規約の内容を確認し、同意していただける場合は「同意する」をクリック

II 「ちば電子申請サービス」での操作方法 (操作方法5 / 10)

申請団体選択 | 申請書ダウンロード

> 手続き申込 | > 申込内容照会 | > 職費署名検証

手続き申込

🔍 手続き選択をする | ✉️ メールアドレスの確認 | ✎ 内容を入力する | 📩 申し込みをする

利用者ID入力

宅地建物取引業の免許 (新規・更新) 申請_知事免許【宅建】 (~R7.3.31申請分)

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref-chiba@test.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

⑧ 連絡先メールアドレスを入力してください **必須**

連絡先メールアドレス (確認用)を入力してください **必須**

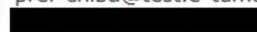
< 説明へ戻る | ⑨ 完了する >

⑧連絡先メールアドレスを記載

⑨「完了する」をクリック

II 「ちば電子申請サービス」での操作方法 (操作方法6 / 10)

【ちば電子申請サービス】連絡先アドレス確認メール

 pref-chiba@test.e-tumo.jp


ちば電子申請サービス

手続き名：

宅地建物取引業の免許（新規・更新）申請_知事免許【宅建】（～R7.3.31 申請分）

の申込画面への URL をお届けします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから

[https://test.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/completeSendMail_gotoOffer?
completeSendMailForm.templateSeq=4090&num=0&t=1736297909978&user=t.ajm%
40pref.chiba.lg.jp&id=371faaab8ca48fa6cf41033df7c8cda7](https://test.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/completeSendMail_gotoOffer?completeSendMailForm.templateSeq=4090&num=0&t=1736297909978&user=t.ajm%40pref.chiba.lg.jp&id=371faaab8ca48fa6cf41033df7c8cda7)

上記の URL にアクセスして申込を行ってください。

問い合わせ先

県土整備部 建設・不動産課

電話：043-223-3238

FAX：043-225-4012

メール：kenhu4@mz.pref.chiba.lg.jp

このメールは自動配信メールです。

返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

⑩受信した【連絡先アドレス確認メール】の本文に記載のURLをクリック

☞ 「申込画面」が表示されます。

⑩

II 「ちば電子申請サービス」での操作方法 (操作方法7/10)

宅地建物取引業の免許申請
免許番号 ※1
免許申請者商号又は名称
代理申請者名 ※2
住所・電話番号・メールアドレス
国土交通省一貫処理システム(eMLIT) 上での文書番号

宅地建物取引士の資格登録申請
申請者名
代理申請者名 ※2
住所・電話番号・メールアドレス
申請方法※3

宅地建物取引士の資格登録移転申請
転入元都道府県
宅地建物取引士登録番号
申請者名
代理申請者名 ※2
住所・電話番号・メールアドレス
申請方法 ※3

- ※1 更新事業者のみ記載
- ※2 代理申請する場合のみ記載
- ※3 ○国土交通省手続業務一貫処理システム (eMLIT) で申請
→eMLIT申請画面内、「基本情報」内の文書番号を記載
○紙で申請書を郵送
→記載事項無し

II 「ちば電子申請サービス」での操作方法 (操作方法 8 / 10)

納付情報

納付方法 **必須**

ご希望の納付方法を選択してください

電子納付

郵送又は窓口

納付額

納付方法は、Pay-easy、クレジットカード、PayPay、au PAY、d払いから選択できます。
お支払い頂く期日は、手続きの担当課による審査後に確定されます。
審査後、申込内容照会からお支払い期日をご確認ください。
¥33,000

⑪ 確認へ進む >

⑪申請情報を記載し、「確認へすすむ」ボタンをクリックします。

書番号

納付情報

納付方法 電子納付

納付額 納付方法は、Pay-easy、クレジットカード、PayPay、au PAY、d払いから選択できます。
¥33,000

< 入力へ戻る

⑫ 申込む >

⑫内容を確認し、「申し込む」をクリックします。

II 「ちば電子申請サービス」での操作方法 (操作方法9 / 10)

申込完了

3宅地建物取引業の免許（新規・更新）申請_知事免許【宅建】（～R7.3.31申請分）の手続きの申込を受付しました。

申込みが完了しました。
下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。

整理番号	621262762905
パスワード	ZM43vxR73f

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

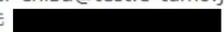
なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

⑬

⑬ 「整理番号」と「パスワード」が発行され、
手続きの申込が完了

⑭ 審査が完了すると「受理通知メール」します。
当該メール本文に記載のURLをクリック

受理通知

 pref-chiba@test.e-tumo.jp
宛先 

ちば電子申請サービス

手続き名：
3宅地建物取引業の免許（新規・更新）申請_知事免許【宅建】（～R7.3.31 申請分）

整理番号：621262762905

宅地建物取引業免許の申請に係る手数料の申請を受付しました。

申込照会画面から、手数料の納付を行ってください。

⑭ 申込内容照会URL
https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/inquiry/inquiry_initDisplay

なお、免許の審査については、手数料の納付を確認してから開始いたします。

問い合わせ先
県土整備部 建設・不動産課
電話：043-223-3238
FAX：043-225-4012
メール：kenhu4@mz.pref.chiba.lg.jp

※このメールは自動配信メールです。
返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

II 「ちば電子申請サービス」での操作方法 (操作方法 10 / 10)

15

整理番号を入力してください

申込完了画面、通知メールに記載された整理番号をご入力ください。

パスワードを入力してください

申込完了画面、通知メールに記載されたパスワードをご入力ください。

整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字（英字：大文字・小文字）で入力して下さい。
前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただくと、整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。

16 照会する >

⑮認証のため、「整理番号」と「パスワード」を入力

⑯照会するをクリックし、支払い方法を確認し、速やかに手数料を電子納付

支払い方法は以下のいずれかを選択してください。

(1) pay-easy (ペイジー)

→システム上では「MPN連携」と表示

(2) クレジット、PayPay、d払い、auPAY

→システム上では、「Omni Payment Gateway」と表示

☞ 1週間以内に手数料が納付されない場合、再度電子納付の申請を行う必要があります。

Ⅲ 電子納付に係る注意事項（宅地建物取引業関係）

○電子納付を希望する場合は、宅地建物取引業免許申請書の提出完了後、速やかに※¹電子納付の手続きを行ってください。

申請書類が県に到着後、県による審査を開始しますが、申請手数料が納付されるまでの間は、標準処理期間※²に含まれませんのでご注意ください。

※1 1週間以内に手数料が納付されない場合、再度電子納付の申請を行う必要があります。

※2 宅地建物取引業免許の新規・更新申請に係る標準処理期間は60日

○宅建業免許更新申請の場合は、免許有効期限の90日前から30日前までの間に申請を行ってください。

なお、更新期限が30日未満の更新業者については、紙申請（郵送不可）のみの対応とするので、申請時に必要な書類のほか、遅れた理由や改善の意思を記載した始末書（任意様式・実印を押印）を揃え、窓口まで申請書類を持参してください。

Ⅲ 電子納付に係る注意事項（宅地建物取引士関係）

○宅地建物取引士の資格登録に係る申請完了後、速やかに※¹電子納付の手続きを行ってください。

申請書類が県に到着後、県による審査を開始しますが、申請手数料が納付されるまでの間は、標準処理期間※²に含まれませんのでご注意ください。

※1 1週間以内に手数料が納付されない場合、再度電子納付の申請を行う必要があります。

※2 宅地建物取引士資格登録に係る標準処理期間は35日

○宅地建物取引士の資格登録を他県から千葉県へ移転する場合は、申請書を登録のある（＝移転元）の都道府県へ提出し、電子納付の申込を千葉県に行ってください。

IV 問い合わせ先

【「ちば電子申請サービス」の操作方法についてのお問い合わせ】

(固定電話) 0120-464-119 (フリーダイヤル)

(携帯電話) 0570-041-001 (有料)

※電話による問い合わせは、平日9時～17時

(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)

(FAX) 06-6455-3268

(E-mail) help-sinsei-chiba@apply.e-tumo.jp

【申請内容についてのお問い合わせ】

担当：建設・不動産課不動産班

(電話番号) 043-223-3238

※電話による問い合わせは、平日9時～12時 13時～17時15分

(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)